平成２３年（フ）第６１号
石川県羽咋郡志賀町若葉台13番地２号
破産者　いきいきライフ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６６９号
岐阜県郡上市大和町名皿部275番地１
破産者　古谷　一雄
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４２号
福岡市東区社領２丁目21番20号
破産者　サワテック株式会社
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１０７９号
札幌市清田区平岡４条６丁目１番15―102号
破産者　高見　佳則
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午後４時
平成24年10月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８０号
札幌市清田区平岡４条６丁目１番15―102号
破産者　高見　祐希（旧姓片桐）
1　破産債権の届出期間　平成24年11月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午後４時
平成24年10月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６５号
福岡県古賀市谷山635、住民票上の住所福岡県宗像市原町198番地１
破産者　中村建設こと　中村　　敦
1　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
2　一般調査期日　平成25年１月18日午前11時10分
平成24年10月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１号
福岡市西区石丸１丁目９番８―401号
破産者　インテリアおのこと　小野　新六
1　破産債権の届出期間　平成24年12月４日まで
2　一般調査期日　平成24年12月21日午前10時
平成24年10月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０４号
和歌山市松島69番地
破産者　有限会社金光鉄工所
1　破産債権の届出期間　平成24年12月７日まで
2　一般調査期日　平成25年１月21日午前11時
平成24年10月29日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第１９２０号
大阪府東大阪市長堂３丁目２番10号
破産者　株式会社大黒屋
1　期日　平成24年12月３日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６９号
山口県防府市大字仁井令748番地の３
破産者　杉田美佐代
異議申述期間　平成24年12月３日まで
平成24年10月29日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９２号
岐阜県恵那市明智町543番地１
破産者　横田　宏太
免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
平成24年10月29日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第５３号
東京都中央区日本橋茅場町３丁目１番７―702号、開始決定時の住所山口県光市島田６丁目６番７―203号
破産者　岡村　厚志
免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
平成24年10月29日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３３号
札幌市中央区南１条東２丁目８番地２
清算株式会社　株式会社エナジーフロンティア
代表清算人　桶谷　　治
同　　椎木　仁美
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（ヒ）第１２号
前橋市上大島町148番地３
清算株式会社　株式会社コスモス不動産
代表清算人　黛　　昌智
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２０６７号
東京都千代田区三崎町２丁目９番18号
清算株式会社　オリンパスビジュアルコミュニケーションズ株式会社
代表清算人　三村　藤明
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第１０号
滋賀県草津市山寺町1180番地14
清算株式会社　エフジェイ株式会社
代表清算人　冨宅　　恵
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大津地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市荒川上田野1646番地
清算株式会社　株式会社エヌ・ジェイ・アール秩父
代表清算人　西根　光明
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

平成２４年（ヒ）第３０１３号
大阪市北区堂島浜２丁目１番11号
清算株式会社　アール企画株式会社
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第４号
長崎県佐世保市鹿子前町740番地
清算株式会社　株式会社キュウ企画
代表清算人　松田　俊夫
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
3　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、公租公課、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除してなお残額が存する場合は、協定債権者株式会社九十九島観光ホテルに対し、当該残額を支払う。この場合、協定債権者株式会社九十九島観光ホテルが第１項の規定により行った免除は、当該弁済額の限度で効力を失うものとする。
長崎地方裁判所佐世保支部